

日本の難民保護のあり方に関する、支援団体からの提案

2024年10月4日

特定非営利活動法人難民支援協会

日本の難民認定審査は極めて厳しく、1982年の個別難民の審査開始以来、難民認定された人の数は1,420人に留まります。難民認定審査には平均約3年を要し（2023年／一次審査と不服申し立ての合計）、その間の生活保障や非正規滞在の難民申請者の収容も大きな課題です。また、2023年6月に成立した改正入管法（2024年6月全面施行）により、難民申請者は「危険な母国への送還」という新たな課題に直面しています。

難民受け入れの枠組みが多様化する中で、難民条約に基づく難民の地位の認定と、ノン・ルフールマン原則の遵守は、その中核をなすものです。**自力で日本に逃れた難民に寄り添い、保護するための法制度の確立が求められます。**

2023年の入管法改正により「難民の認定等を適正に行うための措置」に関する規定が新たに設けられました。附帯決議では、制度の改善に向けた具体的な施策が示されており、早急な実施を求めます。より抜本的には、難民法の制定や難民を専門的に扱う部局の設立など、包括的な庇護制度の確立が必要です。

国際協力の一環として、難民保護をとらえる視点も重要です。2023年12月から4年間、日本は「グローバル難民フォーラム」の議長国を務めています。2023年末時点で、日本で暮らす難民の数は2.2万人でした¹。また、世界の難民のうち75%は低中所得国に滞在しています。**難民支援の責任と負担を国際社会で広く分担することが求められる中、難民受け入れ国としての日本の役割が期待されています。**国際的な保護を必要とする人を保護することができる制度の確立に向けて、**貴党の選挙公約集（マニフェスト）に下記提案を盛り込んでいただき、また選挙終了後はその実現にご尽力くださいますようお願い申し上げます。**

1. 難民として保護されるべき人を保護するための法制度の確立

- （1）難民保護に特化した法律や機関の設置：**入管法のうち難民認定に関する規定を独立させ、難民保護を目的とする法律を制定する。難民認定業務や難民保護を専門的に行う機関を設立し、入管行政からの独立を図る。
- （2）難民認定基準の国際化：**UNHCRのガイドライン等、国際社会において確立された基準を踏まえた難民認定を行うことを法律で定める。認定基準や事実認定のあり方を不断に見直し、各国の先進的な取り組みや人権規範の発展に応じた難民認定を行う。

¹ ドイツ259万人、フランス66万人、イギリス45万人、アメリカ41万人、カナダ17万人、オーストラリア3.5万人（UNHCR Refugee Data Finder より）

- (3) **難民認定手続きの適正な運用**：手続きの透明性・公平性を高める措置として、難民調査官によるインタビューへの代理人の同席や録音・録画を認める。難民該当性判断に用いた資料の開示や、認定・不認定理由の拡充に取り組む。
- (4) **難民認定に携わる人の専門性及び体制の強化**：難民認定に必要な知識・経験や、難民の有する心理・文化的な特性を理解する資質を有する者を難民調査官や難民審査参与員として採用し、十分な研修を受けた上で、審査に臨むこととする。迅速な難民認定を実現するにあたって必要な予算や人的体制を確保する。
- (5) **難民申請者の暮らしを守る制度の確立**：難民申請中の法的身分を保障し、国民健康保険などの社会保障制度の対象とする。難民申請者への就労許可や公的支援（生活費や住居費の援助等）の拡充により、最低限の生活を保障するための仕組みを設ける。
- (6) **ノン・ルフールマン原則の遵守**：難民の送還を禁止する国際法上の原則（ノン・ルフールマン原則）に基づき、難民申請者の送還を行わない。

2. 外国人の収容を最後の手段とするための法制度の確立

- (1) **収容の目的の設置**：「身元確認」や「すぐに実行されるという妥当な見込みがある送還からの逃亡を防止するため」など、国際基準に則った収容の目的を法律で定める。
- (2) **収容期間の上限の設置**：無期限の収容は恣意的拘禁にあたるとの国際的な原則を踏まえ、収容期間に上限を設ける。その上で、収容期間は、収容の目的を達成するために必要な可能な限り最短の期間とする。
- (3) **司法審査の導入**：収容に関する個別審査（収容の開始や、一定期間を超えて収容を継続する場合の要否の決定）を裁判所が行うことで、収容制度の公正性を担保する。
- (4) **収容代替措置の活用**：「収容の代用的形態」である監理措置制度を見直し、対象者の権利保障を目的とする収容代替措置を導入する。空港で庇護を希望した者を含め、対象者の状況に応じた官民連携によるケースワークや、公的支援の拡充、法的地位の安定に取り組む。

以上